

第二期三重県次世代育成支援行動計画

(最終案)

目 次

第1章 第二期三重県次世代育成支援行動計画について	
1 策定までの経緯と背景	2
(1) 第一期行動計画について	
(2) 最近の社会環境の変化と新たな課題	
(3) 第二期行動計画の策定	
2 第二期行動計画の基本的な視点と施策推進の考え方	5
(1) 第二期行動計画の基本的な視点	
(2) 施策推進の基本的な考え方	
(3) 行動計画の期間	
(4) 他の計画との関係	
第2章 第二期三重県次世代育成支援行動計画における取組	
1 重点的取組	
<1> 子どもや子育て家庭をささえる地域社会の形成に向けて	10
<2> 具体的な取組	
(1) 多様な子育てニーズへの対応	12
(2) 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり	16
(3) 子どもが育つ環境づくり	18
(4) 青少年の自立に向けた支援	21
(5) 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援	27
(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） に向けた取組の促進	33
2 施策体系	
(1) 地域における子育て支援	36
(2) 母性、乳幼児をはじめとする子どもの健康づくり支援	42
(3) 心身の健やかな成長のための環境の充実	47
(4) 成長支援のための生活環境の整備	53
(5) 仕事と生活の両立支援	57
(6) 子どもの安全の確保	60
(7) 社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援	64
第3章 ひとり親家庭等自立支援の取組 ～第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画～	
1 第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の基本的な考え方	68
2 個別支援施策とその方向性	69
第4章 第二期三重県次世代育成支援行動計画に関する目標 取組目標一覧	74

第1章 第二期三重県次世代育成支援行動計画について

- | | | | |
|---|-------------------------|-------|---|
| 1 | 策定までの経緯と背景 | | 2 |
| | (1) 第一期行動計画について | | |
| | ① 第一期行動計画の策定 | | |
| | ② 第一期行動計画の進捗と評価 | | |
| | (2) 最近の社会環境の変化と新たな課題 | | |
| | (3) 第二期行動計画の策定 | | |
| 2 | 第二期行動計画の基本的な視点と施策推進の考え方 | | 5 |
| | (1) 第二期行動計画の基本的な視点 | | |
| | (2) 施策推進の基本的な考え方 | | |
| | (3) 行動計画の期間 | | |
| | (4) 他の計画との関係 | | |

第二期三重県次世代育成支援行動計画について

1 策定までの経緯と背景

「子どもたちは次代を担う大切な社会の宝です。子どもたちが本来持っている自ら育つ力が大切にされ、周囲との絆の中で希望に満ちて健やかに成長していくことのできる環境をつくるため、子どもや子育て家庭への支援のあり方を社会全体で考えていくことが求められています」

これは、現在の「三重県次世代育成支援行動計画」（第一期：平成17年3月策定）の策定にあたっての基本的認識です。

背景には、家庭や地域社会のつながりや絆が薄れる中で、子どもたちの成長を喜びとして、子育てを支え、見守り、子育ての知恵や知識を伝え続けてきた「文化」が変容し、子どもたちの健やかな成長を妨げたり、子育ての負担感を大きくしたりしているのではないかと危機感がありました。こうした課題認識のもと、『ささえあい』を行動計画のキーワードとし、多様な方々の参画と協働による取組を進めることとしました。

「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（以下、「第二期行動計画」という。）は、こうした現在の「三重県次世代育成支援行動計画」（以下、「第一期行動計画」という。）の基本的認識を引き継ぎつつ、子ども手当の創設などの新たな国の施策や第一期行動計画策定後の社会環境等の変化を踏まえるとともに、第一期行動計画の成果と課題を検証し、より発展した『ささえあいの地域社会づくり』の取組の展開をめざします。

(1) 第一期行動計画について

① 第一期行動計画の策定

平成2年6月に発表された、平成元年の合計特殊出生率は1.57となり、過去最低の数字に匹敵するということが、「1.57ショック」と言われ、衝撃をもって受け止められました。しかし、その後も合計特殊出生率は低下し続けました。

このように、少子化が進む背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子育てに関する経済的負担感や心理的負担感の増大、結婚や出産に関する価

値観の変化など、さまざまな要因があるとして、子育てを社会全体で支援するという観点からの対策が求められるようになりました。

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会が形成されるよう、企業や地方自治体においても行動計画の策定が義務付けられました。

三重県においても、平成17年3月に第一期行動計画を策定し、総合的に子どもや子育て家庭を支援する取組を進めることになりました。

最近では、合計特殊出生率は、多少持ち直しているものの、人口維持に必要とされる2.08前後を大きく下回り推移しています。

② 第一期行動計画の進捗と評価

平成17年度以降、第一期行動計画のテーマである「ささえあいの地域社会づくり」の推進に向けて、地域の多様な主体が参画・協働する取組を喚起し、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭への支援を推進する施策を体系的に進めてきました。計画における取組指標と目標達成状況については次のとおりとなっています。

○ 計画では、「ささえあいの地域社会づくり」を大きなテーマとしており、このテーマに沿って3つの数値目標を設定して取組を進めてきました。

目標設定を行ったのは、子どもや子育て家庭をとりまく課題を共有するための学習会の開催、地域における優良な実践活動の促進、子育てを応援する企業や団体によるネットワークの拡充、といった項目であり、地域の多様な主体と協働して取り組んだ結果、概ね目標を達成できました。

○ 計画では、7つの分野に沿って、次世代育成の取組を進めてきました。その分野ごとに数値目標を設定して取組を行ってきましたが、概ね順調に進んでおり、それぞれの数値目標についてほぼ達成をしています。

ただし、保育等のサービス提供や子育て支援環境の整備を中心的とした「地域における子育て支援」の分野については数値目標が未達成となっています。

この分野では、市町が実施に努めることとされた、一時保育など「特定14事業」について、市町のニーズ調査結果を踏まえて目標を設定しましたが、休日保育や夜間保育など取組が進んでいない項目があり、課題が残っています。

(2) 最近の社会環境の変化と新たな課題

第一期行動計画の策定後も、わが国の少子化傾向、人口減少は続いており、労働力人口の急速な減少等の懸念はますます強まっています。また、経済情勢の悪化等を背景に、低所得世帯の増加や不安定な就労形態など雇用環境の悪化が進んでおり、子育て家庭における貧困、子育てへの負担感の増大といった問題が大きく取り上げられています。結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離がより拡大しているといえます。

このような中で、就労を希望する母親が増加し、その就労形態も多様化していることから、そうした状況に対応することのできる、保育や放課後児童対策など子育て支援環境の一層の充実、ワーク・ライフ・バランスの促進などが求められています。

また、若い親による子育ての孤立化が問題視される中、子どもを生き育てることへの不安・負担感を軽減するための、妊娠・出産期からの子どもの成長に応じた支援や児童虐待などの問題へのより細やかな対応が必要となっています。

そして、子育て家庭の貧困が子どもの育ちに与える影響を認識し、配慮することも必要です。

さらに、新たな課題として、パソコンや携帯電話の普及によるインターネット利用の増加に伴って起きるさまざまな問題や違法薬物等の有害な情報の氾濫などへの対応が求められており、子どもや若者の健やかな育ちを支えるための、インターネット犯罪や違法薬物など有害環境の改善、子どもや若者自身の「育つ力」の涵養などに取り組むことが必要となっています。

(3) 第二期行動計画の策定

第二期行動計画では、子ども関連の施策を総合的に推進するため、基本的には第一期行動計画の施策体系（次世代育成支援対策推進法による）を継承するとともに、新たな課題や社会環境の変化に的確に対応していくこととし、「重点的取組」項目を設けることとしました。

また、青少年の健全育成の基本的な方向を示した、平成11年策定の「三重県青少年健全育成ビジョン」を統合し、子ども・青少年施策の一体化をはかりました。

2 第二期行動計画の基本的な視点と施策推進の考え方

(1) 第二期行動計画の基本的な視点

「子育て」をささえる視点

子どもは、本来、自ら育つ力を持っています。しかしながら、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、その影響を受けやすい子どもたちの伸びやかな成長が妨げられることも少なくありません。不登校やひきこもりの子どもたちや、コミュニケーションが苦手な子ども、メール依存の子どもなどの様子が取り沙汰され、子どもたちに変化が起きていることを考えさせられる事象が多く起こっています。

子ども政策においては、多様な主体と連携し、子育てにかかわるすべての人が必要なときに必要なサービスを受けることのできる子育て環境の整備に取り組んでおり、これについては引き続き重点的に進めることとしています。

そのうえで、子どもの成長を何よりも大切に子ども自身の持つ育つ力を育み伸ばそうとする、『「子育て」をささえる視点』を、子育て家庭はもちろん、社会全体の考え方として共有し大切にするという考え方を明らかにしていきたいと考えます。

そこで、第二期行動計画では、各々の施策において「子育て」をささえる視点が欠けることのないよう留意していくとともに、家庭や地域社会においても「子育て」をささえようという視点が浸透し子どもの成長を見守れるよう取組を進めます。

「とぎれのない支援」という視点

子どもは、誕生し、乳幼児期、学童期を経て、思春期を迎え、青年期に至ります。そして、その過程でさまざまな体験を積み重ねて「大人」になっていきます。

このとき、それぞれの成長段階で「どのような大人になりたいのか、なっほしいのか」という未来を見据えた支援が必要です。学校をはじめとするさまざまな関係機関や関係者が連携して取り組むことが重要であり、これにより子どもや子育て家庭が抱える問題の長期化や深刻化を防止できると考えます。

そこで、計画では、「『とぎれのない支援』という視点」を基本的視点の一つとし、ひとりの人間が成長する過程や生活空間に着目して施策の展開を考えるとともに、行政だけではなく、多様な主体の連携を重視し支援の取組を進めます。

(2) 施策推進の基本的な考え方

～福祉的アプローチと社会的アプローチを両輪として～

子どもや子育て家庭にかかわる施策には、課題を抱えた子どもやそれぞれの家庭の個別の問題に対応する福祉施策と地域社会全体に啓発的な働きかけを行う青少年健全育成施策・家庭教育施策等の取組があります。

福祉施策を担う児童相談所などでは、課題解決のための知識や技術を培い、さらには地域の実情なども理解しながら、対象となる個別の子どもや家庭に向けて専門性を生かした対応を行ってきました。一方で、青少年健全育成や家庭教育にかかる施策では、地域の不特定多数の子ども・若者、家庭、そして地域社会に向けて一般的、啓発的な働きかけを行ってきました。

前者を「福祉的アプローチ」とすると、後者は「社会的アプローチ」と言えます。子どもや子育て家庭にかかわる施策を推進するうえでは、このように異なるアプローチによる施策を総合的に推進することが求められます。

第二期行動計画の推進に当たっては、個々の問題に対する専門性をより高め、信頼される「福祉的アプローチ」と、地域社会の潜在力が発揮されるような効果的な「社会的アプローチ」を両輪として展開することで、子ども、子育て家庭支援施策を充実していくこととします。

児童虐待、非行、不登校、障がいといった課題に個々に支援、対応する中で蓄積されてきた専門的スキル、問題の背景などを分析した情報が、地域社会に還元・共有化されることにより、社会全体の理解が進み、子どもや子育て家庭に対する様々な支援が得られやすくなるとともに、児童虐待や非行などの問題を未然防止できる社会づくりが進むよう取り組んでいきます。

(3) 行動計画の期間

平成22（2010）年度～平成26（2014）年度の5か年です。

(4) 他の計画との関係

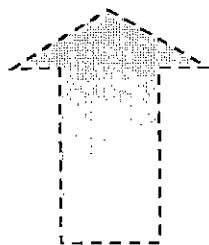
三重県の総合計画である『県民しあわせプラン』の基本理念をふまえ、次世代育成の観点から行動計画を策定します。

第二期三重県次世代育成支援行動計画 (H22 年度～H26 年度)

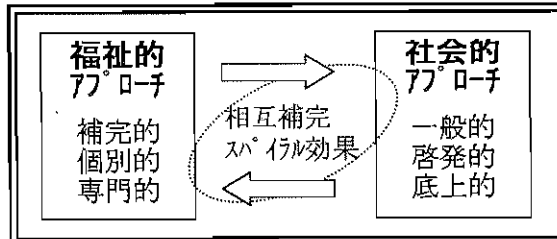
子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり

行動計画の基本的な視点

- ◎ “子育て” をささえる視点
- ◎ “とぎれのない支援” という視点



施策推進の基本的な考え方



＜重点的取組＞

1 子どもや子育て家庭をささえる地域社会の形成に向けて

2 具体的な取組

(1) 多様な子育てニーズへの対応

- ①地域の保育ニーズへの対応
- ②放課後児童対策の促進

(2) 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり

安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進

(3) 子どもが育つ環境づくり

子育て支援の地域づくりの推進

(4) 青少年の自立に向けた支援

- ①青少年の健全育成に向けた取組
- ②ネット被害から青少年を守る取組
- ③若年無業者等の自立支援のしくみづくりの推進

(5) 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援

- ①児童虐待防止への取組
- ②発達障がい児への支援
- ③外国人の子どもへの支援

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組の促進

仕事と生活の調和に向けた取組の促進

＜施策体系＞

(1) 地域における子育て支援

- ①保育等のサービスの充実
- ②子育て支援環境の充実
- ③地域との連携による育ちの場の充実
- ④子ども・子育てに関する相談の充実

(2) 母性、乳幼児をはじめとする子どもの健康づくり支援

- ①母子保健対策等の推進
- ②食生活と健康づくりの推進
- ③思春期のこころの健康づくりの推進
- ④医療の充実

(3) 心身の健やかな成長のための環境の充実

- ①健やかな心身を育む教育の推進
- ②青少年の健全育成の推進
- ③文化・生涯学習の推進
- ④自然とのふれあい・環境学習の推進
- ⑤防災教育の推進

(4) 成長支援のための生活環境の整備

- ①潤いのある快適なまちづくり
- ②ユニバーサルデザインのまちづくり
- ③安全な道路交通環境の整備
- ④犯罪のない安全・安心のまちづくり

(5) 仕事と生活の両立支援

- ①男女共同参画の推進
- ②就労環境等の整備
- ③若者の雇用支援

(6) 子どもの安全の確保

- ①犯罪等から守る施策の推進
- ②交通安全対策の推進
- ③防災対策の推進

(7) 社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援

- ①保護と自立支援
- ②児童虐待防止対策の推進
- ③障がい児支援の充実

第2章 第二期三重県次世代育成支援行動計画における取組

1 重点的取組

- 〈1〉 子どもや子育て家庭をささえる地域社会の形成に向けて・・・10
- 〈2〉 具体的な取組
 - (1) 多様な子育てニーズへの対応・・・12
 - ① 地域の保育ニーズへの対応
 - ② 放課後児童対策の促進
 - (2) 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり・・・16
安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進
 - (3) 子どもが育つ環境づくり・・・18
子育て支援の地域づくりの推進
 - (4) 青少年の自立に向けた支援・・・21
 - ① 青少年の健全育成に向けた取組
 - ② ネット被害から青少年を守る取組
 - ③ 若年無業者等の自立支援のしくみづくりの推進
 - (5) 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援・・・27
 - ① 児童虐待防止への取組
 - ② 発達障がい児への支援
 - ③ 外国人の子どもへの支援
 - (6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
に向けた取組の促進・・・33
仕事と生活の調和に向けた取組の促進

〈1〉子どもや子育て家庭をささえる地域社会の形成に向けて

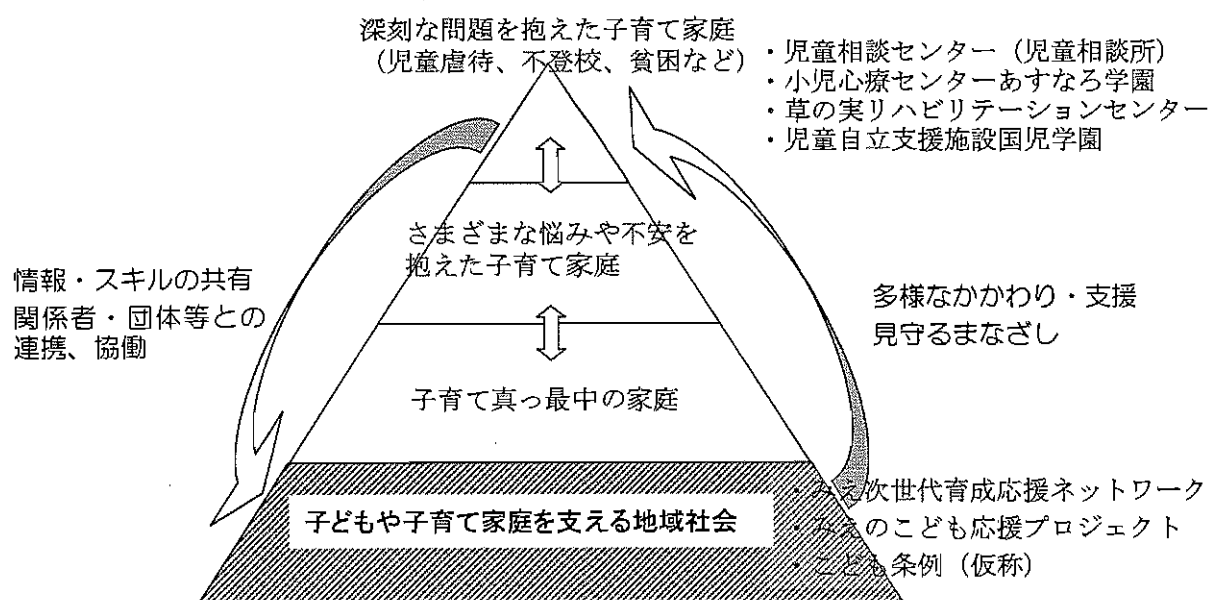
【現状と課題】

子どもの成長を見守り、ともに成長できることは、親にとっても地域社会にとっても大きな喜びであると思います。

しかし、社会環境が大きく変化する中で、子育てが孤立化したり、子どもの育ちが阻害される状況も生まれ、時に、子ども自身も親も、不安になったり、悩みを抱えたりします。いじめや不登校といったさまざまな悩みを持つ子どもや家族の増加、薬物乱用など反社会的行動の深刻化などが取り沙汰され、さらには、児童虐待のように命にかかわる問題につながることも指摘をされるなど、子どもたちや家族への心身両面からの専門的関わりが必要とされることも多くなっています。

しかしながら、それぞれの家庭や子どもの抱える悩みや課題は極めて多様であることから、専門的な支援だけではサポートすることは不可能であり、問題の発生を予防することもできません。地域社会の見守りや応援が必要です。

専門的サポートを行う機関は、個々の家族や子どもの深刻な問題に向き合いますが、同時にその問題が発生する背景などについての考察を深めています。地域社会に、そうした専門機関の持つ技術や情報を発信し、子どもの育ちや子育て家庭をささえる地域社会づくりを進めていくことが必要です。



地域の三角形の上部と下部の取組の循環が促進されることによって、地域の力は強固になり子どもや子育て家庭の抱える課題の解消に向かう大きな支援力になります。

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 深刻さの違いはあっても、子育てや子どもの成長過程には、様々な問題が起こります。問題を深刻化、あるいは長期化させないため、専門的なかわりてささえる取組の充実をはかるとともに、見守りなど多様な支援が繰り出される温かい地域づくりに向けた取組を進めていきます。
- ・ 子どもや子育て家庭が抱える個々の課題解決のため、相談や治療を行う機関（県内5か所の児童相談所とこれを総括する児童相談センター、小児心療センターあすなろ学園や草の実りハビリテーションセンター、児童自立支援施設国児学園等）が、他の専門機関や団体との連携をはかりながら、より一層丁寧に対応していきます。
 - ・ こうした機関において、地域社会全体の理解を促進するための啓発や情報提供、関わり方のスキルの伝達などに積極的に取り組みます。
 - ・ 県内の企業、子育て団体、大学などが参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と協働し、子育て中の家族にさまざまな情報や支援を提供したり、子どもにかかわる多様な主体が子育ての情報を共有したりすることのできる機会の充実をはかります。
 - ・ 企業などの協賛や地域の支援を得て、子どもの活動や思いの発信を行う「みえのこども応援プロジェクト」の仕組みと活動を定着させ、子どもの育ちを支えることのできる地域づくりをめざします。

〈2〉具体的な取組

〈1〉多様な子育てニーズへの対応

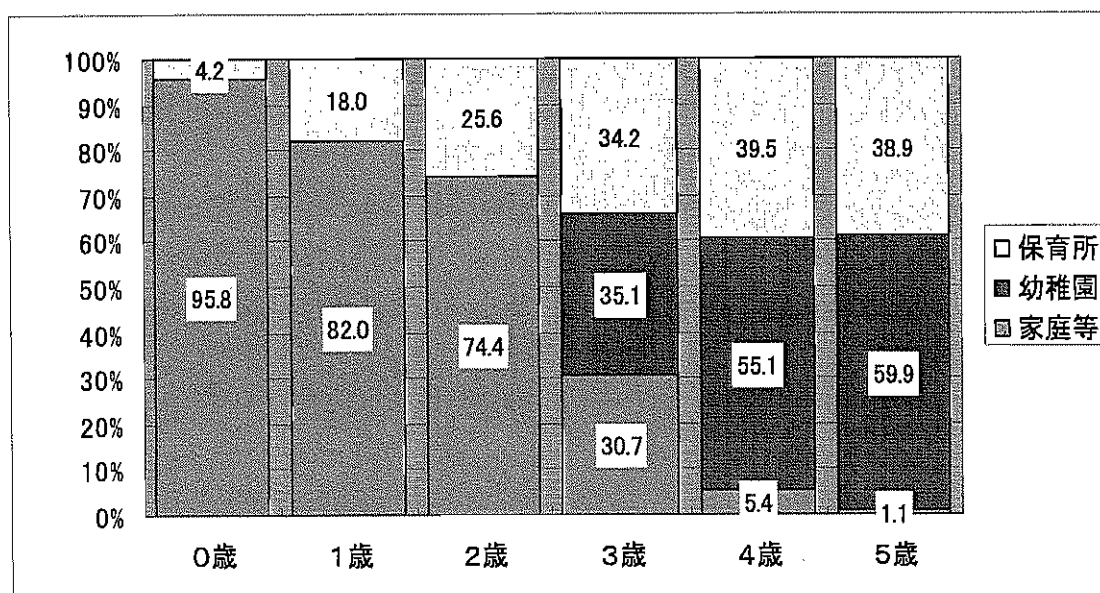
◀ ①地域の保育ニーズへの対応 ▶

【現状と課題】

- ・ 共働き世帯の割合が年々増加し、働き方も多様化しています。仕事と子育ての両立や女性の就労支援の観点から、保護者の就労形態に対応する多様で柔軟な保育サービスの提供が求められています。延長保育などの特別保育の実施状況は、全国と比較して低位にあります。
- ・ 現在、3歳未満の子どもの8割は保育サービスを利用せずに家庭内で育てられています。核家族化が進み地域における人間関係も希薄となる中、子育ての負担感や孤立感を深めている家庭も増えており、保育所には、身近な地域での子育て家庭への助言や支援も期待されるようになりました。
- ・ こうした様々な役割が期待される保育所では、保育士等の確保・定着と特性・能力を発揮するための職場環境の整備や、保育の専門性の維持向上が大きな課題となってきています。
- ・ 子どもの育ちを支援する観点から、保育所を支援するため、様々な関係機関と保育所の連携関係を構築することなどがより一層求められています。

【資料・データ】

就学前児童の居場所（全国）



出典：平成18年版 少子化社会白書（内閣府）

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 多様な保育サービスの提供や子育てに負担を感じている地域の子育て家庭への支援を進めるため、地域の実情を踏まえた保育施策が展開されるよう、県、市町、民間事業者が協働して、ニーズの把握やサービス提供のあり方について検討を行います。
- ・ 地域の実情に応じた延長保育や病児・病後児保育などが展開されるとともに、より柔軟な保育サービスの提供をめざし、認定こども園^[注1]や家庭的保育（保育ママ）制度など新たな取組が進むよう検討を進めていきます。
 - ・ 保育所を地域の子育て支援の拠点と位置づけ、子育て関係機関と連携・協力しながら、保育所の相談・支援機能の充実を促進します。
 - ・ 保育所を利用していない子どもを含むすべての子育て家庭に対して、保育所の機能を活用し、育児体験や育児相談、一時預かりのサービス提供を通じて、出産前からのとぎれのない子育て支援サービスの提供など、地域の特性に応じた市町の保育サービスの創出の取組を支援していきます。
 - ・ 保護者に対する支援や虐待など多様化する家庭問題などに対応できる保育士等の育成をはかるため、保育士等の専門性の向上のための研修制度の強化・拡充をはかっていきます。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 21.12.末 現在)	目 標 値 (平成 26 年度)
認定こども園数	か所	0	5

注1 認定こども園：保護者の就労の有無にかかわらず就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、すべての子育て家庭を対象に地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県から認定された施設。

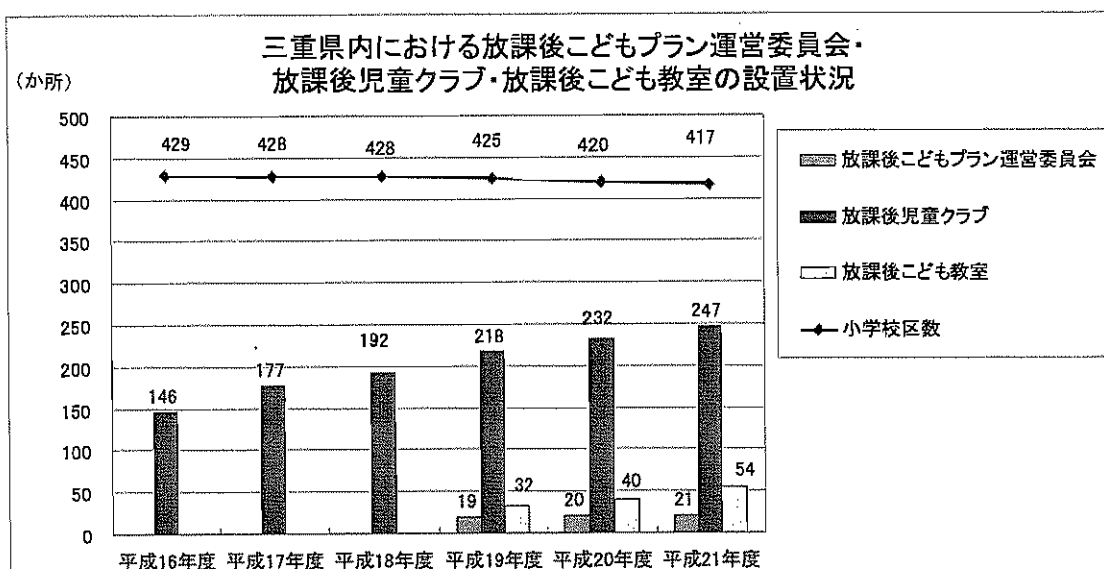
(1) 多様な子育てニーズへの対応

◀ ②放課後児童対策の促進 ▶

【現状と課題】

- ・ 少子化や核家族化、共働き家庭の増加といった社会環境の変化により、子どもたちの生活様式も変化し、仲間とのふれあいや実体験の機会が減少する一方で、子どもを巡る事故や事件も数多く発生しています。様々な交流機会の提供、安心して過ごせる場所の確保、子育てと仕事の両立支援等といった観点から、放課後の子どもたちの居場所づくりが求められています。
- ・ 放課後の子どもたちの居場所づくりについては、「放課後子どもプラン」〔注1〕のもとに「放課後児童クラブ」〔注2〕と「放課後子ども教室」〔注3〕の両事業を総合的に推進していくことが必要です。
- ・ 県内の「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は着実に増加してきましたが、ニーズが少ないため設置に至らない地域があるなど、設置率は全国的に見て低位にあります。また、設置に必要な場所や指導者、ボランティア等の確保が課題となっています。

【資料・データ】



出典：三重県健康福祉部子ども局調べ（各年度末における実績）

※ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の数は各年度末の実績値。但し、21年度については、平成21年5月1日現在の数値（放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（厚生労働省））。

小学校区数は、「学校基本調査（文部科学省）」に基づくもので、公立・私立・国立の小学校のうち、分校を除いたもの。

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 子どもがさまざまな体験を通して心豊かに育つことと、仕事と子育ての両立を支援するという両面から、放課後子どもプランを推進します。特に、子どもたちの育ちを支援する観点から地域社会全体の参加と協力が得られるよう取り組めます。
- ・ ニーズの少ない地域等においても、複数の小学校区で共同して放課後児童対策を行うなど、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が利用できるよう取り組めます。
 - ・ 放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動を行うとともに、地域住民との交流活動等を実施し、子どもたちを心豊かに育む環境づくりを促進します。
 - ・ 障がい児や外国人の受入など多様化するニーズに対応するために、関係者の研修の強化や、専門機関との連携を深めるなどの取組を進めます。
 - ・ 放課後子どもプランの総合的な進め方、関係者の資質向上のための研修や地域に向けての情報発信などについて、三重県放課後子どもプラン支援会議において検討を行い、市町や事業主体を支援するとともに放課後児童対策の充実をはかります。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 21.12 末 現在)	目 標 値 (平成 26 年度)
小学校区における放課後児童対策（放課後児童クラブまたは放課後子ども教室）の実施率	%	78.9	90.0

注1 放課後子どもプラン：放課後などに子どもが安心して活動できる場の確保をはかるとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とし、文部科学省所管の【放課後子ども教室推進事業】と厚生労働省所管の【放課後児童健全育成事業】の両事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策。

注2 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。法律上は「放課後児童健全育成事業」であるが、通称として、「放課後児童クラブ」や「学童保育（所）」と呼ばれることもある。

注3 放課後子ども教室：放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。すべての子どもが対象であるが、主な対象は小学生。

(2) 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり

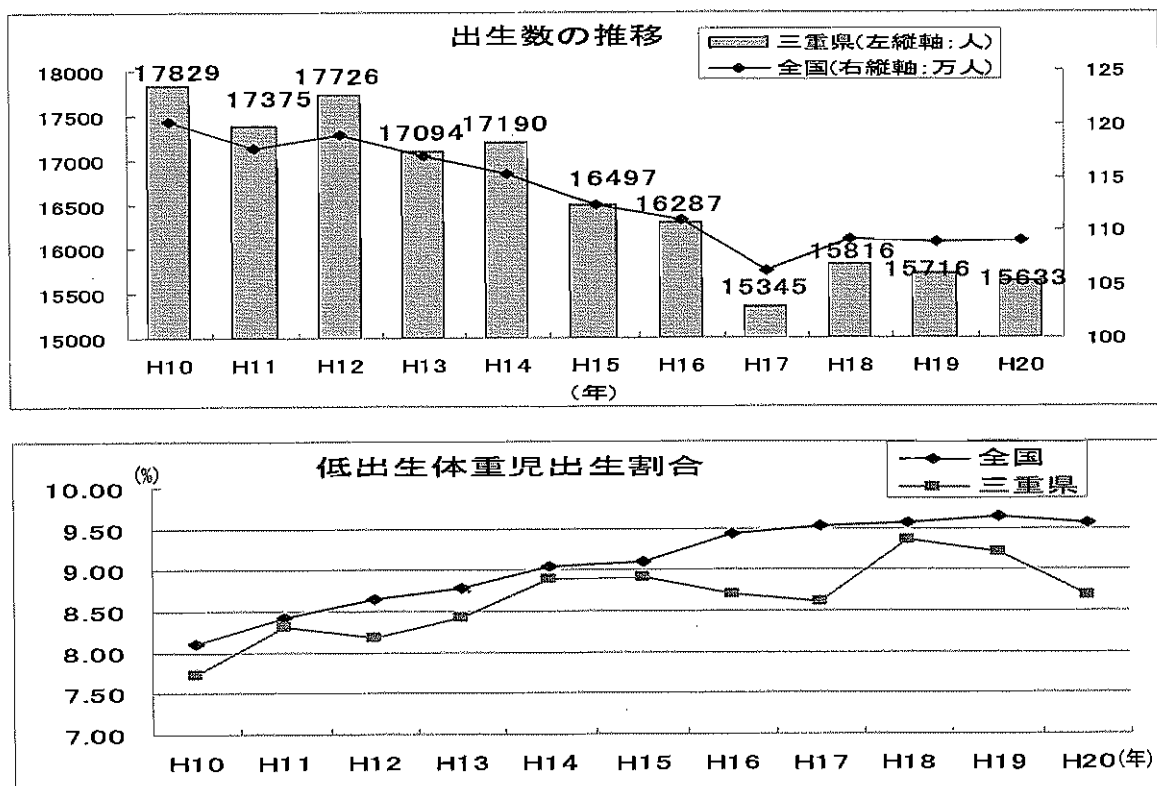
《 安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進 》

【現状と課題】

- ・ 近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあります。また、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられます。こうした中、母体や胎児の健康確保の必要性が高まっており、妊娠中の母体管理や妊娠出産にかかる緊急時対応、出産後のフォローなど、周産期にかかる医療と保健等との連携体制の整備が求められています。
- ・ 低出生体重児の出生割合が増加しているものの、1,000g未満の超未熟児の救命率は向上しています。こうした子どもたちには、家族を含めたきめ細かな支援が必要です。
- ・ 妊娠から出産、産後にかけては体内ホルモンのアンバランス等から、出産や子育てに対する不安が強くなりがちで、安心して妊娠・出産できる相談体制を確保する必要があります。

【資料・データ】

年次別出生数・低出生体重児出生割合の推移



出典：三重県の母子保健（平成21年版）

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 妊娠から出産、出産直後の子育てに関して、とぎれない支援が実施できるよう医療、保健等の連携による周産期の支援体制の整備に取り組みます。
 - ・ 緊急時の妊産婦、新生児の受入体制を確保し高度専門医療を提供できるよう、周産期救急搬送体制を検証するなど、周産期医療体制を確保します。
 - ・ 未熟児や障がい児など、専門性の高い支援を必要とする子どもたちが早期に適切な地域サービスが受けられるよう、保護者のこころのケアや家庭支援プログラムなどを実施できる体制をつくります。
 - ・ 安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から産科や小児科等の医療機関・市町等と連携し、出産前後の親子支援体制づくりに取り組みます。
 - ・ 出産後、間もない母親の不安を軽減し、子育ての孤立化を防ぐことを目的として市町が実施する、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等への取組を支援するため、指導者研修会等を開催し人材育成に取り組みます。
 - ・ 市町が実施するさまざまな母子保健事業を推進するため、市町と県との役割分担の中、関係者間の連携体制の整備・充実に取り組みます。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 21.12.末 現在)	目 標 値 (平成 26 年度)
乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業ともに実施する市町数(累計)	市町	14	29

(3) 子どもが育つ環境づくり

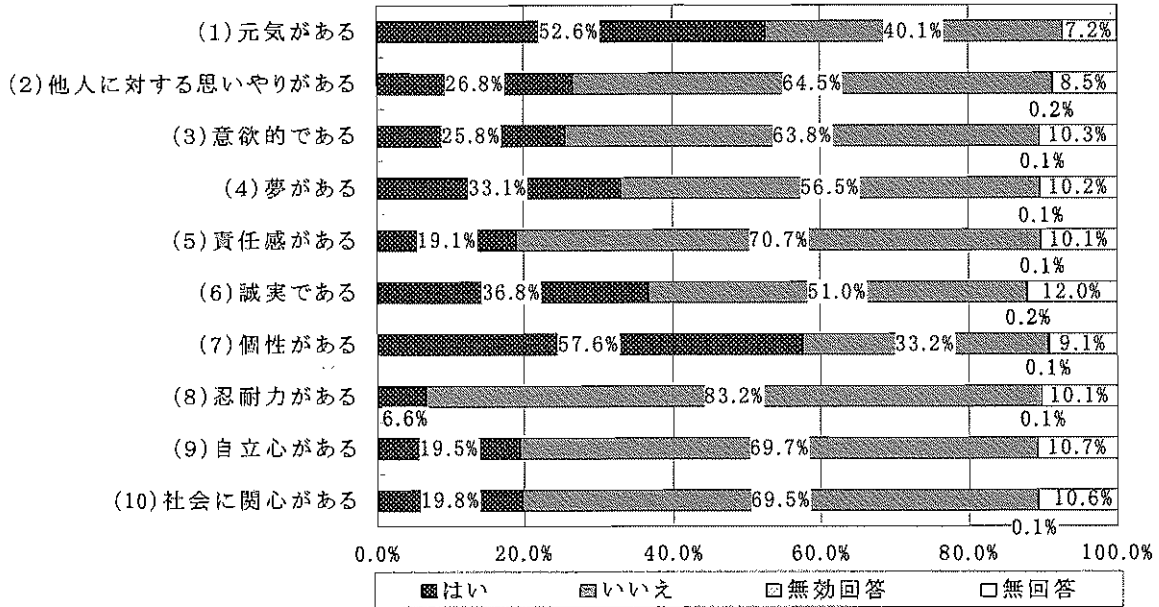
《 子育て支援の地域づくりの推進 》

【現状と課題】

- ・ 子どもたちは、学校での学びだけでなく、地域の中の異年齢集団での遊びや、隣近所の大人たちとの触れ合いをとおしてさまざまな体験をし、頑張る力、お互いを思いやる心、助け合う心などをより育みます。
しかし、家族の人数が少なくなり、生活スタイルが変化する中で人と人とのつながりが希薄化し、子どもたちにとって必要な、さまざまな人との触れ合いや体験の機会が少なくなっています。
- ・ 携帯電話やパソコンなどの情報機器が普及したことが、直接的な人と人との交流や共同体験の機会の減少を一層招いています。
- ・ 低下が懸念される子どもたちの意欲やコミュニケーション力などを実体験の中で培うことが大切です。
- ・ 大人にも、他者への無関心や地域社会中での孤立などの状態が見られます。
都市化する地域の中で、孤独な子育てに悩んでいる家族も少なくなく、近年の経済不況や雇用不安の社会情勢から来る不安も相まって、はからずも子どもの育ちをゆがめてしまう、といった事態も起こりがちです。
- ・ 地域の大人が、子どもの育ちを支えようという「子育て支援」をキーワードに子どもに適切にかかわり、見守る、といった実践をとおして、連帯や絆を再生し、子どもが育つ環境をつくっていくことが求められています。
- ・ ‘子どもを豊かに育もう’ という思いが、社会全体の気運として醸成され、家庭や地域の中に子どもの育ちに対する適切なかかわりや自然な見守りが生まれるよう、さまざまな取組を進めていく必要があります。

【資料・データ】

〔意識調査（県内）〕 今の子どもの特徴について

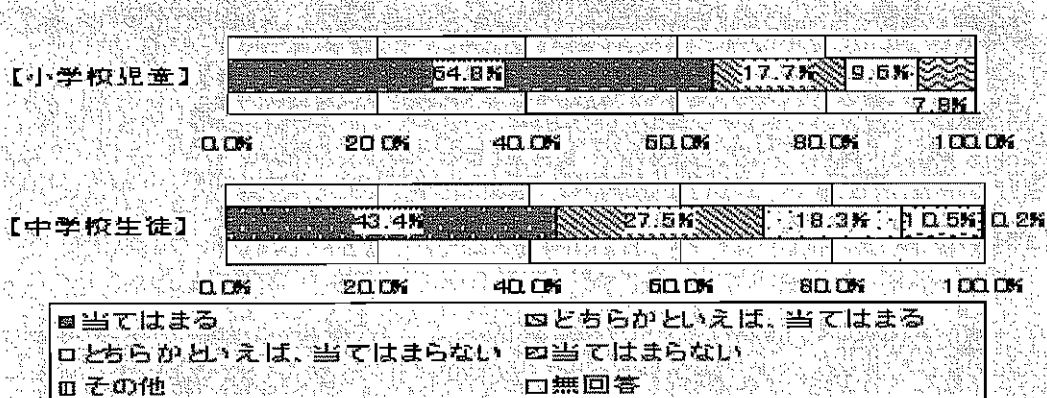


■ 子どもたちの特徴について聞いたところ、「元気がある」(52.6%)と「個性がある」(57.6%)では「はい」が過半数を占めていますが、その他の項目については「いいえ」が大半を占めています。特に、「忍耐力がある」は「いいえ」が83.2%、「責任感がある」は70.7%、「自立心がある」は69.7%、「社会に関心がある」は69.5%を占めています。

出典：県民の子育ち・子育てに関する意識調査報告書

(三重県健康福祉部こども局 平成21年3月)

〔子どもの意識調査（全国）〕 将来の夢や目標を持っているか。



■ 将来の夢や目標を持っているか、という問いに、「当てはまる」という割合は小学生（6年生）が64.8%に対し、中学生（3年生）は43.4%と、大幅に減っています。全国平均との比較ではいずれも大きな差は見られません。

出典：「全国学力・学習状況調査」における「生活環境や学習環境等に関する調査」

(文部科学省 平成20年度)

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 子どもたちを社会全体で育むため、大人が、「子育て支援」の視点を持ち、連携して、子どもと積極的にかかわることのできる地域社会づくりを「みえのこども応援プロジェクト」として進めるとともに、「こども条例（仮称）」の制定と施行をめざします。
 - ・ 子どもたちの育ちに社会全体で関心を持ち応援する、という気運を醸成するため、企業や民間団体の参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」など多様な主体との連携による取組をより進めます。また、こうした活動に、より多くの企業や団体や県民の参画が得られるよう取り組みます。
 - ・ 子どもたちが、地域の一員として視野を広げ、さまざまな課題解決や夢の実現をめざして、自らの力で取組を企画しやり遂げられるよう適切な支援、機会の提供を行います。
 - ・ 地域において子どもたちにかかわる大人が、「子育て」をささえる視点を共有し連携できるよう、研修や情報交換の機会の提供等に取り組みます。
 - ・ 子育て中の家族の不安や悩みを軽減できるよう、相互に交流し、相談し合える機会の提供などに取り組みるとともに、さまざまな立場で子どもにかかわる専門家の参画を得て具体的な取組方策を検討し、実施します。
 - ・ 障がいのある子どもたち、親と暮らすことのできない子どもたち、家にひきこもる子どもたちなど、さまざまな課題を抱える子どもたちの参加機会を積極的に設けます。
 - ・ 社会全体での応援に関する輪が一層広がるよう、広報やホームページを充実し、情報の提供や支援者の交流などを促進します。
 - ・ 学校、保健・医療機関、福祉施設、相談機関など、子育てや子どもの育ちにかかわる専門機関の持つ情報や知見を、地域社会に発信し「子育て」支援の理解が進むよう取り組みます。
 - ・ 子どもの権利条約^[注1]にうたわれている「4つの権利」の考え方を踏まえ、子どもたちの自己肯定感を育み、子育てを支援する地域社会づくりをめざし「こども条例（仮称）」を制定します。その策定過程はもとより、条例施行後の取組にも子どもの声を反映します。

【資料・データ】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 21.12.末 現在)	目 標 値 (平成 26 年度)
子育てサポーター ^[注2] 数(累計)	人	100	1000

注1 子どもの権利条約：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の国連総会で採択、1990年に発効。日本は1994年に批准。主に子どもの「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの権利を保障するものとなっている。

注2 子育てサポーター：地域で子どもたちの活動を支え、子どもたちの育ちを見守ることのできる人材として県が養成し、登録・認証を行う。主に、地域で子どもたちを見守る「みえの子育てサポーター」と、子どもたちの実践活動をサポートする「みえの子育て実践サポーター」の総称。

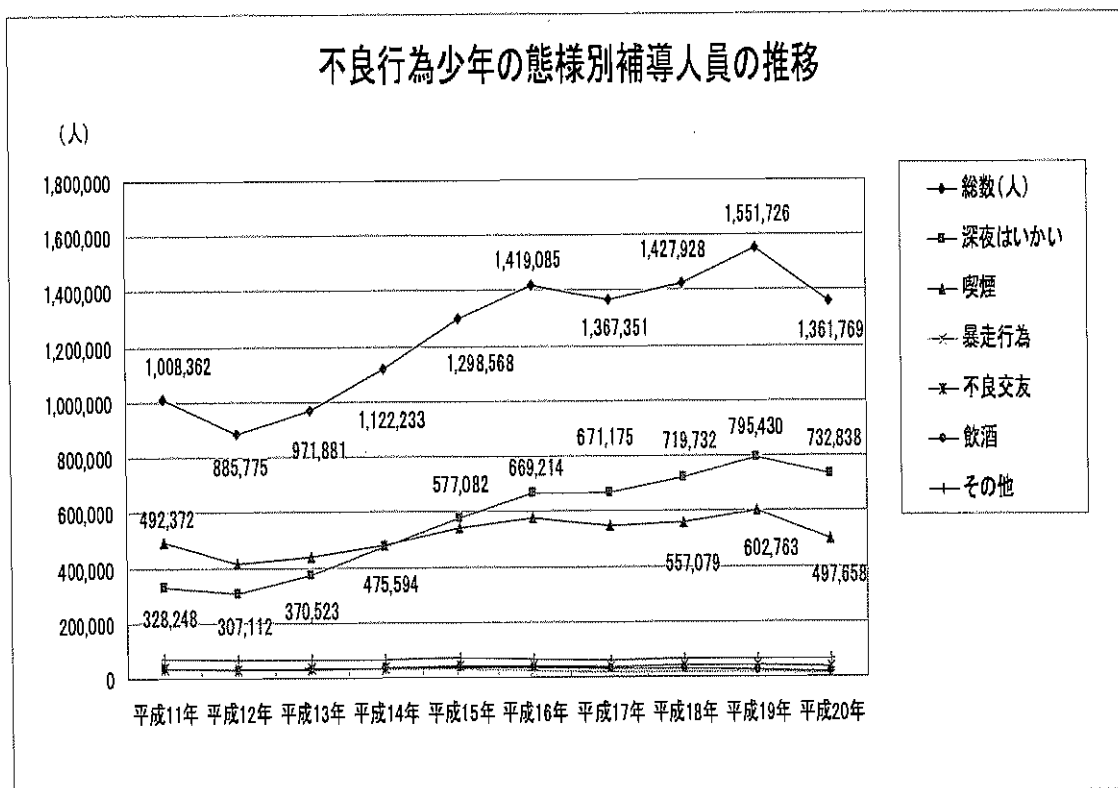
(4) 青少年の自立に向けた支援

◀ ①青少年の健全育成に向けた取組 ▶

【現状と課題】

- ・ 不良行為で補導された少年は、全国で約 136 万人（平成 20 年）に上り、態様別に見ると、深夜はいかいと喫煙が大部分を占めています。特に深夜はいかいは、深夜営業施設の増加など、夜型社会の進行をはじめとする社会環境の変化を背景に、平成 11 年に比べ約 2.2 倍となっています。また、全国の薬物事犯の中でも、大麻や合成麻薬での検挙者総数に占める青少年の割合が 60%を超える高い水準で推移しています。
- ・ 青少年が有害ながん具類や凶書類を容易に入手することができない環境づくりを進めるとともに、薬物乱用など青少年を蝕む問題に対して社会全体で取り組むことが必要です。
- ・ 一方、青少年自身の倫理観や規範意識などの不足が指摘されており、青少年が社会の一員として健やかに成長できるよう、青少年自身の参画の機会を提供していくことが必要です。

【資料・データ】



出典：平成 21 年版青少年白書及び警察庁公表資料（平成 20 年中における少年の補導及び保護の概況）

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 行政、学校、家庭、地域や関係団体が連携を強化し、有害環境から青少年を守るための取組や、青少年に対する非行防止活動を、地域社会全体で一層推進していきます。
- ・ 青少年にとって有害な環境の浄化を進めるため、関係業界の理解と協力を得ながら、青少年健全育成条例に基づく立入調査活動を推進します。また、街頭補導活動、パトロールなどの非行防止活動をさらに進めます。
 - ・ 地域・学校・警察等の連携を一層強化し、多様な非行防止活動及び青少年が被害者となる事件や事故の未然防止活動を推進する体制づくりと情報発信を行うとともに、被害にあった青少年に対するきめ細かな支援を実施していきます。
 - ・ 青少年の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催やキャンペーン等啓発活動を実施し、青少年に薬物使用の恐怖やその危険性を伝えるとともに、三重県薬物乱用対策推進本部での関係機関の連携による取組を進めていきます。
 - ・ 青少年の規範意識を向上させ、非行防止をはかるため、関係機関や団体と連携した広報啓発活動などの取組を展開するとともに、青少年自らが参加する取組などを進めます。

【目標項目】

項 目	単位	現 状 値	目 標 値
		(平成 21.12 末 現在)	(平成 26 年度)
三重県青少年健全育成条例に基づく青少年健全育成協力店の割合	%	66.0	78.0

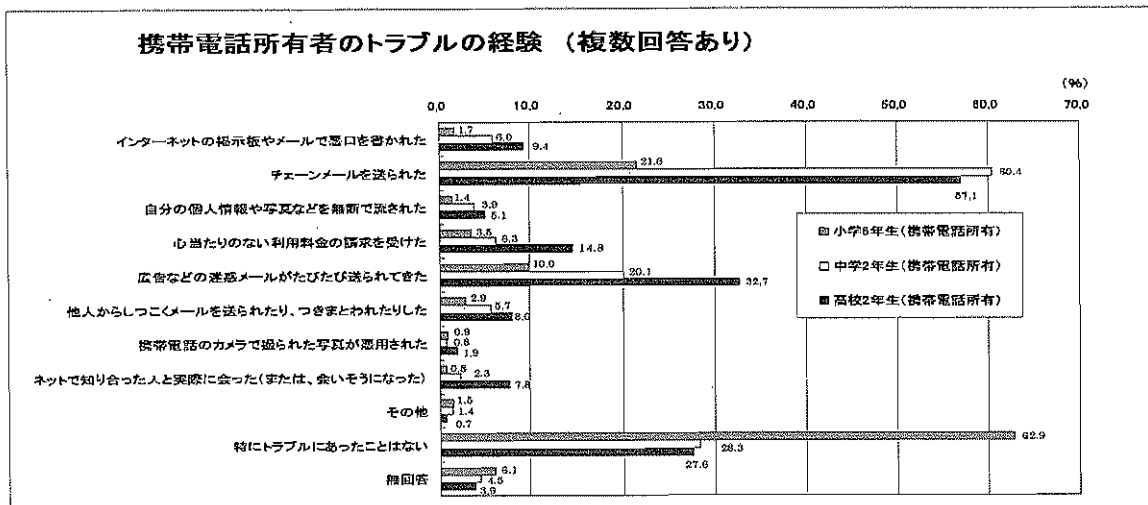
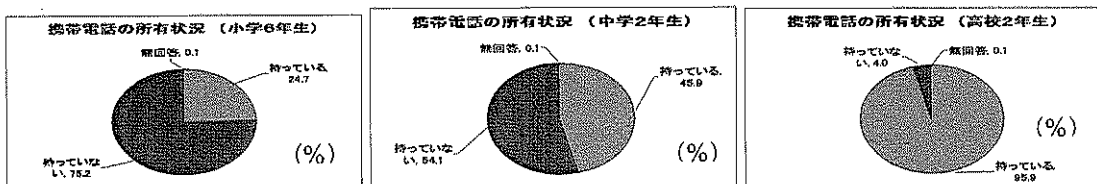
(4) 青少年の自立に向けた支援

◀ ② ネット被害から青少年を守る取組 ▶

【現状と課題】

- ・ パソコンや携帯電話を青少年のほとんどが所有し、インターネット利用が青少年に広く浸透しています。しかしながら、インターネット上には有害な情報も多く流通しており、有害サイトを介して多くの青少年がトラブルや犯罪被害に巻き込まれています。
- ・ 1日3時間以上のインターネット利用やメールのやりとりをするなど、過度の依存によって睡眠時間が少なくなり、生活面に悪い影響を与えることも懸念されています。
- ・ これらを未然に防ぐため、青少年自身がインターネットの情報を適切に取捨選択して利用できる能力（インターネットに関するメディア・リテラシー）を身に付けることが求められています。
- ・ 全国的に増加しているインターネット上のいじめや誹謗中傷、人権侵害等のトラブルでは、青少年が加害者となることも多く、青少年の情報モラルの育成等も重要となっています。
- ・ ネット被害に青少年が巻き込まれている現状を社会全体で共有し、社会全体で解決に取り組むことが必要です。

【資料・データ】



出典：「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(文部科学省 平成21年5月)

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、家庭、学校、地域が連携して、青少年をネット被害から守るための取組を推進します。
 - ・ 児童・生徒や教職員のインターネットに関するメディア・リテラシーの向上や、情報モラル教育、情報リスク教育及び人権教育を推進します。
 - ・ ネット被害防止講習会等を行い、インターネットの健全な利用を促進することのできる人材の育成及び地域における取組の充実に向けた支援に取り組みます。
 - ・ インターネット上の有害情報やトラブルへの対応等に関する情報の適切な提供を行うとともに、フィルタリング^{注1)}の利用促進についての啓発を行います。
 - ・ インターネット上の人権侵害、誹謗中傷等の書き込みを調査し、問題解決に向けて、関係機関が連携して取り組みます。
 - ・ 家庭や学校からのネット被害の相談に対して、関係機関が連携して取り組み、問題の早期解決をはかります。
 - ・ 青少年を有害情報から守るため、市町等の関係機関、団体及び地域と連携して、インターネット事業者等に対する自主的措置の働きかけを実施していきます。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 20 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
青少年のインターネット等の安全安心利用にかかる出前講座の実施回数(年間)	回	68	80

注1 フィルタリング：インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能。青少年に対して有害な情報を掲載したウェブページを排除することに有効である。

(4) 青少年の自立に向けた支援

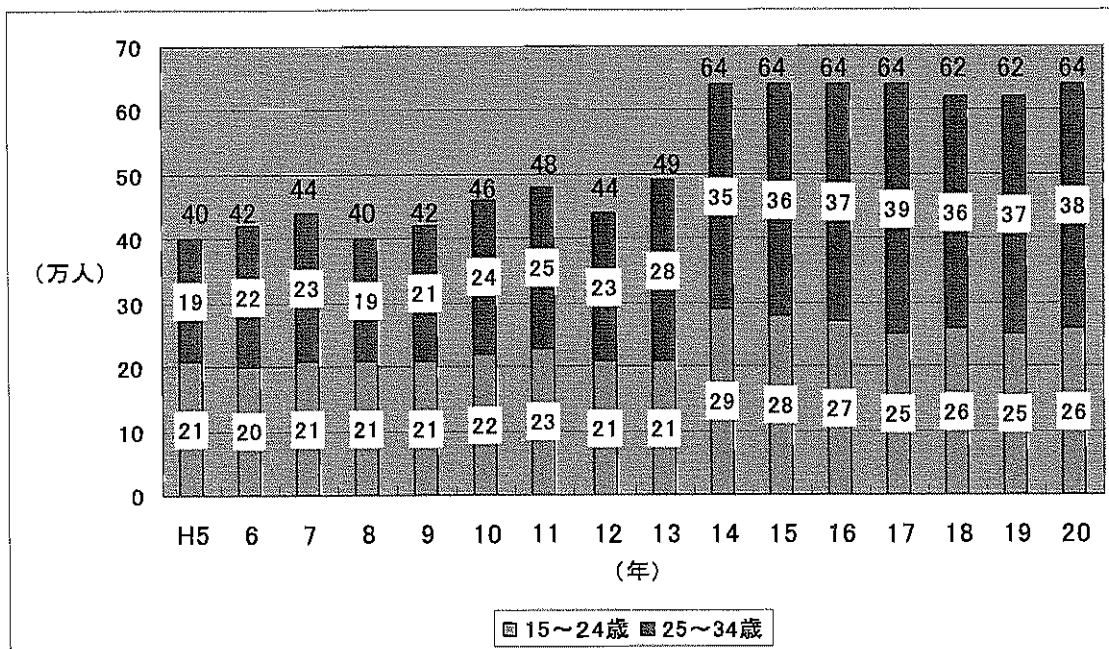
◀ ③若年無業者等の自立支援のしくみづくりの推進 ▶

【現状と課題】

- ・ いわゆるニートと呼ばれる若年無業者は、全国で64万人（2009年版青少年白書）と推計されており、三重県では約9,000人と試算されます。近年は、特に年齢の高い層の構成割合が大きくなってきています。
- ・ 若年者の社会的、経済的自立の遅れは、個人の問題にとどまらず、非婚化・晩婚化の影響による少子化や、産業を支える人材不足、地域社会の活力低下等、大きな社会問題になることが懸念されます。
- ・ 若年無業者が自立していくためには、個人の状態に応じて、各行政分野や民間組織が連携し、継続して総合的に対応できる支援体制を整備することが必要です。このため、若者自立支援センターを設置し、総合相談や連携促進等支援体制の整備・充実に努めているところですが、継続的な支援には身近な地域で相談できる支援拠点が県内の各地に設置される必要があります。
- ・ また、若年無業者には、社会経験やコミュニケーション力の不足など、就労を続けるための基礎的能力が形成されていない者がいることから、就職支援だけでなく、社会生活に必要な能力の向上等をはかる取組が必要です。

【資料・データ】

全国の若年無業者（ニート）数の推移



出典：平成21年版 青少年白書（内閣府）

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 若年者の自立の遅れは、若年者本人だけの問題ではなく、社会全体の課題であるとの認識に立ち、各行政分野が連携して、若年者の自立を包括的に支援するしくみを構築するための取組を進めると共に、家庭、学校、NPO、企業、民間団体等、地域社会の多様な主体が若年者の自立に向けて、相互に連携しながら積極的にその役割を果せるような社会をめざします。
 - ・ 若年無業者が身近な地域で継続的な支援を受けられるように、県内のブロック単位で支援拠点が設置され、広域的な支援体制が構築されるよう取り組みます。
 - ・ コミュニケーション能力の不足や自信の喪失等、若者個人の状況に応じた課題克服のための訓練講座や、社会体験、就労体験といった実践を重視した支援プログラムを提供し、就労に向けて動き出せるよう体系的な支援の充実をはかります。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 20 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
若者自立支援センター利用者数 (年間)	人	766	870

(5) 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援

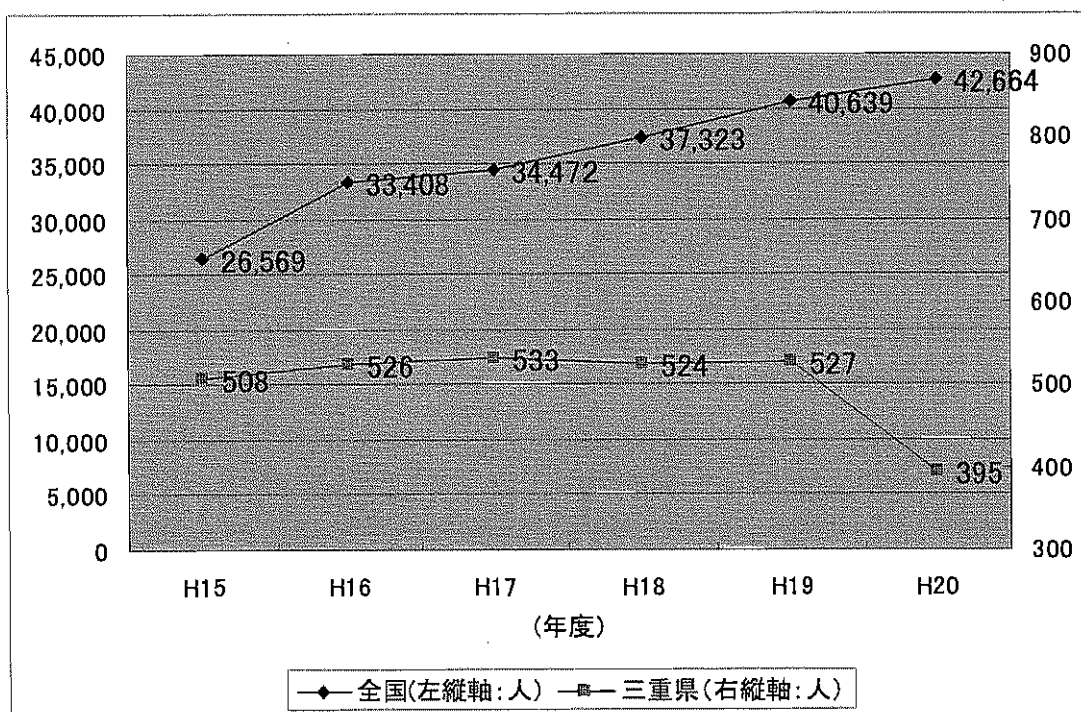
◀ ①児童虐待防止への取組 ▶

【現状と課題】

- ・ 平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が、また、本県においては平成16年に「子どもを虐待から守る条例」が制定され、児童虐待に関する法的対応、相談体制の強化などがはかられてきました。
しかしながら全国的には深刻な虐待事件が後を絶たず、より一層の取組が求められているところです。
- ・ 三重県では、児童福祉法の改正により平成17年度から児童家庭相談の第一義的な窓口となった市町と協働して関係機関とのより一層の連携協力関係を構築するとともに、社会全体の理解促進をはかる取組を進めており、今後一層の強化が求められています。
- ・ 児童虐待をはじめとする保護を要する子どもたちに適切に対応するため、入所施設の量的な充実をはかってきましたが、今後は、児童の精神的、社会的自立に向け、きめ細かな取組の充実が課題となっています。

【資料・データ】

児童相談所における虐待相談対応件数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 子どもたちを虐待から守るため、県、市町、関係機関、地域社会が連携して、発生予防から、早期発見・対応、保護・自立の支援に至るまで、とぎれない総合的な取組を進めます。
- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会^[注1]や三重県要保護児童対策協議会において情報や課題の共有化を行うとともに、企業や団体などによる啓発活動の展開など、地域ぐるみでの取組の促進をはかります。
 - ・ 三重県児童相談センターは、地域との連携を強化する中で、児童虐待防止のための取組の質的向上をめざし、市町職員・施設職員等の人材育成、情報発信、事例研究等を進めるとともに、子どもを虐待してしまう保護者の抱える課題を受け止め、立ち直りを支援するため、支援プログラムの導入などの取組を充実します。
 - ・ 社会的養護を受ける子どもたちへのきめ細やかな支援のために、里親制度の促進や入所施設のケア単位の小規模化をはかるとともに、学習支援の充実をはかります。また、「ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）」^[注2]の実施や施設を退所した子どもの自立を促す「自立援助ホーム」^[注3]等の設置を推進していきます。
 - ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、小児心療センターあすなる学園等との連携により、より質の高いケアの提供をめざします。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成21年度見込)	目 標 値 (平成26年度)
県内児童養護施設における少人数グループケア実施数※（累計）	か所	12	17

※ 施設内において国が定めた小規模グループケア並みのケア体制がとれる実施数

注1 要保護児童対策地域協議会：被虐待児童などの要保護児童に対し、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、支援を行っていく組織。

注2 ファミリーホーム：5～6人程度の要保護児童を親に代わり、養育者が自宅で養育していく施設。

注3 自立援助ホーム：児童養護施設などの施設を退所した児童に対し、生活指導や就業支援などを行い、児童の自立を支援していく施設。

(5) 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援

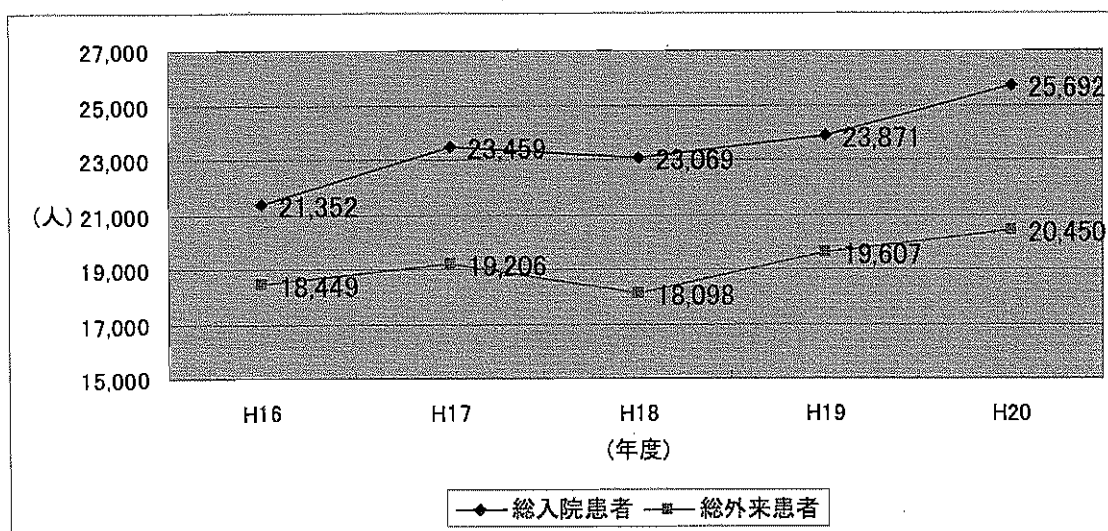
◀ ②発達障がい児への支援 ▶

【現状と課題】

- ・ 文部科学省の調査では、普通学級に占める発達障がい児童の割合は約 6.3%とされています。
- ・ 三重県小児心療センターあすなる学園（以下、あすなる学園）の初診に占める発達障がい相談の割合も増加してきており、地域において子どもたちの成長段階に応じた「途切れのない支援」が必要であることから、各市町においても、保健・福祉・教育が連携した相談支援機能構築の促進に取り組むとともに地域で支援を行うための人材育成や子育ての現場での支援が求められています。
- ・ 平成 19 年度から始まった特別支援教育制度の中でも発達障がい児への対応についての期待が高まっているところです。
- ・ 発達障がいの早期発見と適切なかかわりは、二次的障がい^{〔注1〕}を大きくしないために必要であり、家庭、学校、地域が連携した取組の促進が今後ますます重要となっています。

【資料・データ】

あすなる学園における外来患者数、入院患者数の推移



出典：三重県健康福祉部こども局調べ

※上記のとおり、あすなる学園を受診する子どもは増加しており、その対応には限りがあります。彼らの中には、受診にいたるまでに長期間を要したケースや低年齢で適切な支援を受けなければ受診する必要のなかったケースも見られます。これらのことから、地域での早期発見、早期支援の必要性が求められます。

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 発達障がい児を早期に発見し、成長段階に応じたとぎれのない支援を行うため、医療・保健・福祉・教育と家庭が連携した取組をあすなろ学園の専門性を活かし、より一層進めます。
- ・ 身近でとぎれのない支援が受けられるよう各市町における保健、福祉、教育が一元化した体制、または機能の構築を支援します。
 - ・ みえ発達障がい支援システムアドバイザーのネットワークなど、地域の関係者と連携し、発達障がいの子どもたちへの理解促進をはかります。
 - ・ 保育所等において「気になる子ども」の早期発見・早期支援が行えるよう開発した「チェックリスト in みえ」の活用を推進するとともに、子どもへの具体的な指導方法などを指導、助言します。
 - ・ 特別支援教育においても関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」の作成・活用などを通じて、発達障がい児への教育内容の充実をめざします。
 - ・ 専門機関の連携により、治療の必要な子どもたちに適切な治療療育環境を提供できるよう、あすなろ学園や肢体などに障がいのある子どもたちの訓練を行う草の実りハビリテーションセンター、小児科医療等との綿密な連携体制の構築をめざします。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 21.12.末 現在)	目 標 値 (平成 26 年度)
とぎれのない支援を行うために保健・福祉・教育等の部門を一元化した相談体制または機能の設置市町数（累計）	市町	7	17

注1 二次的障がい：元々の障がいを一次障がいというのに対して、周囲の無理解などによって失敗体験が重なり、自尊心が低下して起こる不登校や暴力などの症状。

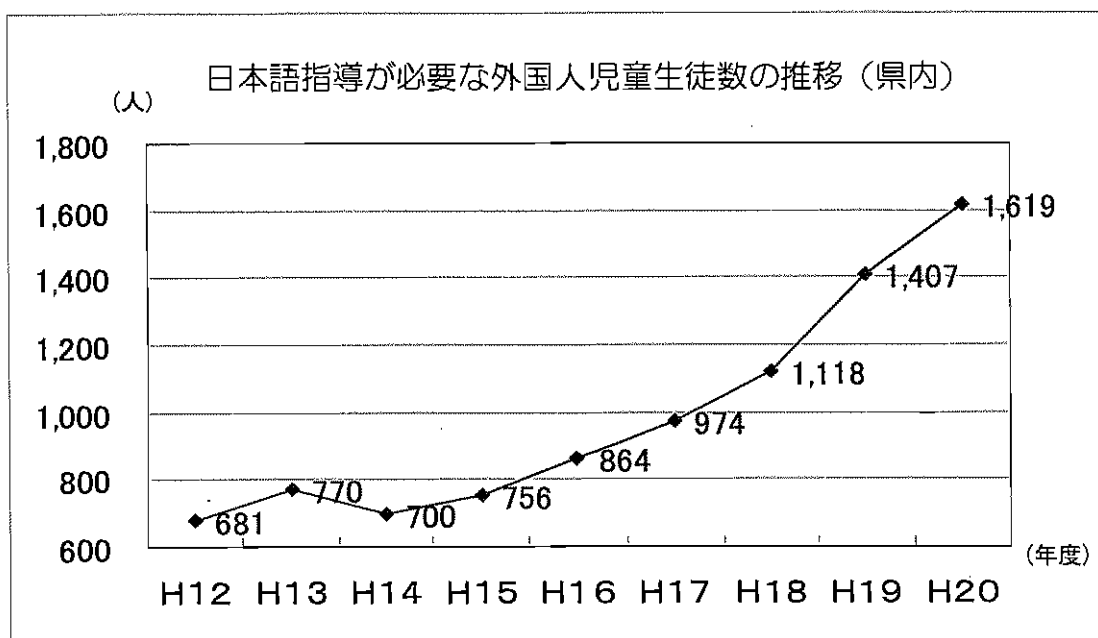
(5) 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援

◀ ③ 外国人の子どもへの支援 ▶

【現状と課題】

- ・ 県内公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は 1,619 人（平成 20 年 9 月 1 日現在）となり、平成 12 年と比較すると 2 倍以上になっています。
- ・ 昨今の景気後退を背景に、日系ブラジル人等の定住外国人の雇用状況が厳しくなっています。外国人労働者の就業や転居が市町を越えて行われており、公立小中学校における外国人児童生徒の在籍状況についても、広域化と流動化が進んでいます。
- ・ このような現状を踏まえ、多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、就学の案内や保護者からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実をはかる必要があります。
- ・ また、外国人の子どもやその保護者に対して、進路選択の情報が十分に提供されているとはいえず、日本の職業に対する理解が難しい状況にあります。外国人の子どもが、将来、日本社会で自立し、安定した生活をおくるために、どうすればいいかを理解するための取組が必要です。

【資料・データ】



出典：三重県教育委員会調べ

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 多文化共生の視点に立ち、外国人児童生徒の自己実現をはかることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いに尊重し合い、いきいきと過ごせる学校や地域社会をつくることをめざします。
 - ・ 外国人児童生徒教育の充実をはかるため、教育委員会全体で進める具体的な方策を取りまとめたアクションプランに基づき、以下の8つの柱のもとに施策を推進します。
 - ① 外国人児童生徒の受入れ、② 多文化共生社会を展望した外国人児童生徒教育の推進、③ 日本語習得のための支援、④ 外国人児童生徒の進路指導の充実、⑤ 教職員研修の充実、⑥ 外国人児童生徒巡回相談員等の配置、⑦ 教育相談の充実、⑧ 学校間連携、保護者・地域との連携及びボランティアとの協働。
 - ・ 外国人の子どもやその保護者に対し、将来の職業を考えるきっかけづくりとするための施策として、多言語の職業案内ツール「キャリアガイド」の作成普及などに取り組みます。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成20年度)	目 標 値 (平成26年度)
外国人児童生徒巡回相談員の学校への訪問回数(年間)	回	1895	2100

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取

組の促進

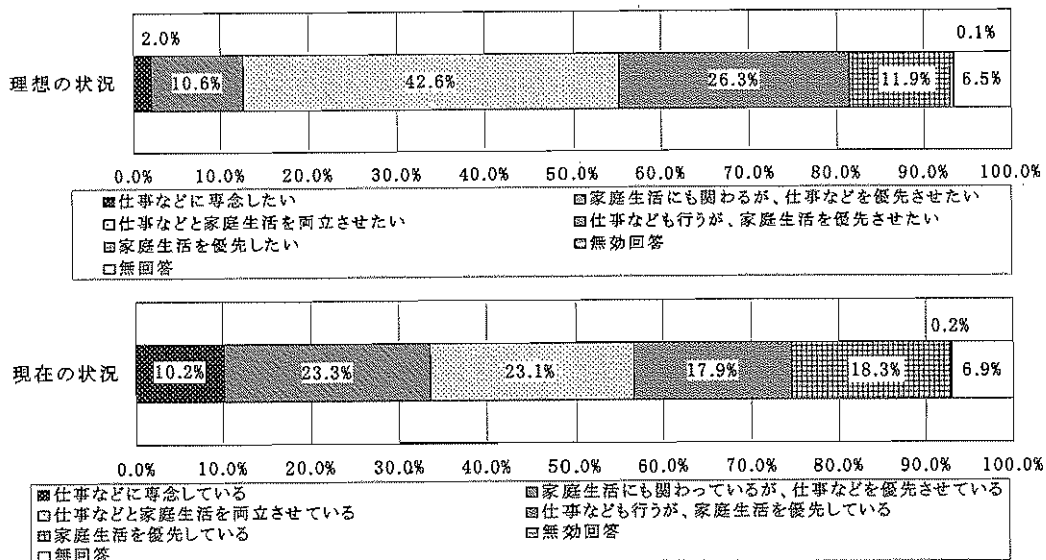
《 仕事と生活の調和に向けた取組の促進 》

【現状と課題】

- ・ 家庭における子どもと親との接触時間が減少しています。子どもにとって最も身近なところでの大人とのかかわりが持ちにくく、親自身も望みどおりに子どもの成長にかかわることが困難になっていると考えられます。
- ・ 不安定な雇用による経済的な不安や長時間労働による心身の疲労などが、特に、子育て家庭においては、家族全体の負担感の増大や家庭内での子育ての孤立化といった深刻な問題につながっています。
- ・ また一方、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる中で、女性が子育てとの二者択一を迫られ、4人に1人が仕事を途中で断念しているといった現状もあります。このような結婚や子育てについての希望が実現しにくい現状が近年の少子化の一因ともなっています。
- ・ こうした状況の改善に向けては、企業、働く側、ささえる家族や地域がそれぞれに理解を深め、協働して取り組むことが重要です。

【資料・データ】

〔意識調査（県内）〕 仕事と家庭生活のバランス（理想と現在の状況）



出典：県民の子育ち・子育てに関する意識調査結果報告書

（三重県健康福祉部こども局 平成21年3月）

【施策展開の方向と取組】

- ◎ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、企業における働き方の見直し、働く人の意識改革を進めるための取組などを促進するとともに、子育てを孤立化させることのないよう家庭や地域社会における‘ささえあい’の気運醸成に向けた取組を進めます。
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進が、企業自身の中長期的・持続的発展につながるものであることの認識が深まるよう、企業に対する働きかけを行います。また、慢性的な長時間労働の解消といった働き方の見直しや、育児休暇を取得しやすい環境づくりなど職場風土の改革に向けた労使の協働による取組を促進します。
 - ・ 就職を控えた学生などを対象に企業家との意見交換等の場づくりを行い、自らの働き方などについて考える機会を提供します。
 - ・ 企業における一般事業主行動計画^[注1]の策定に向けた支援を行うとともに、先進的な取組事例の情報収集・提供に取り組みます。
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働く人のみならず、県民全体の幅広い理解を促進し、気運を醸成するための広報、啓発を行います。

【目標項目】

項 目	単 位	現 状 値 (平成 21.12.末 現在)	目 標 値 (平成 26 年度)
一般事業主行動計画の策定数(累計)	事業所	347	930

注1 一般事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、子育てしやすい職場環境づくりをめざして、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために必要な雇用環境の整備などについて事業主が策定する計画。301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は、計画を策定し届け出ることが義務づけられている。